

2026年2月4日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 全国労働金庫協会

企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等にかかるコメントの提出

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2025年10月29日に貴委員会から公表された掲題コメントの募集につきまして、下記の通り提出致します。

敬具

記

○ 本公開草案にかかる質問項目とコメント

<前提>

本基準案は、主に上場企業を対象とし、国際会計基準と整合性のあるものとすることを主眼に、貸倒引当金の算定方法等の大幅な見直しが提案されておりますが、今後、本基準を参考に、協同組織金融機関が参照する会計の基準について、当局と協議しながら検討していくこととなります。

そのため、各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項について以下のとおりコメントいたします。

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ2及びステップ3）」と「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

貸出コミットメント等は、実際に利用されるケースが少なく、信用リスクは限定的にもかわらず、予想信用損失の算出作業には過大なコストや労力が掛かることが想定される。このため、こうした信用リスクの低い貸出コミットメント等については、各金融機関の判断で算出不要とすることができるよう見直ししていただきたい。

質問3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

- (1) 簡素化された予想信用損失の算定方法においては、「信用リスクの著しい増大に関する判定」について、内部信用格付を活用して判定する方法が予想信用損失適用指針第56項以降に規定されているが、2019年12月に廃止された金融検査マニュアル 自己査定（別表1）には、「国内基準適用金融機関にあつては、信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨が明記されており、実務上、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も一定数存在すると考えられる。そのため、「信用リスクの著しい増大に関する判定」については、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。
- (2) 予想信用損失適用指針BC49では、「期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができる（第10項）。例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合、定期的に債務者の情報を入手することが困難であり、将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないと考えられるため、期日経過の情報を用いることが考えられる」とされているが、協同組織金融機関の個人向け貸出の大半を占める住宅ローンや目的ローン（自動車、教育など）も本指針に該当すると考えられるため、「例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合」の箇所を「例えば、住宅・目的ローン及びクレジットカードなどの消費者ローンなどの場合」と修正いただきたい。

質問3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

- (1) 予想信用損失の算定にあたり、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することが提案されている。また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観測可能なデータに基づいて調整を行うこととされており、当該観測可能なデータの例示として、「（1）国内総生産（GDP）、（2）失業率、（3）不動産価格や商品価格、（4）借手の支払状況、（5）金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」が示されている。
しかし、協同組織金融機関の場合、国内総生産（GDP）や不動産価格といった全国的なマクロ経済指標の変化が、必ずしも当該金融機関の信用リスクに直接的な影響を及ぼすとは限らないものと考えられる。また、貸出金のなかで一定の割合を占める住宅ローンについては、残存期間が長期となっているため、将来の経済状況の予測を反映

することが極めて難しいと考えられる。

このため、各金融機関の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示いただきたい。

- (2) 予想信用損失適用指針第29項では、「信用損失の算定においては、債権等の予想残存期間を通じて、すべての契約条件を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行う。キャッシュ・フローの見積りの際、担保の売却や契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを考慮する」とされているが、「信用保証機関による保証」は、「契約条件と不可分の他の信用補完」に該当すると考えられるため、[設例3]の「十分な担保のある債権等」に「信用保証機関による保証」の取扱いに関する事例を加えていただきたい。

質問4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

実効金利によらず約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについては、金融商品会計実務指針第105 - 2項及び同293 - 3項の規定があるが、当該規定のみでは判断に幅が生じ、企業間比較可能性が担保されない可能性があるため、金融商品会計実務指針や補足文書などで具体的な判断基準を提示いただきたい。

質問5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

予想信用損失適用指針第71項から第74項において開示目的に関して記載があり、開示項目は、その目的に照らして各社が判断すると理解している。開示項目・内容は、各金融機関が目的に基づき、会計監査人との協議のうえ、柔軟な対応が可能であることを予想信用損失適用指針や補足文書に示していただきたい。

質問6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

適用時期として示された「3年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム投資及び内部統制等の整備にも一定の期間を要することが見込まれる。

したがって、寄せられたコメントに加え、事務負荷やコスト等の影響についても実態を

十分に調査したうえで、適用時期を設定していただきたい。

質問6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし。

質問7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

全体として設例数が不足している。特に将来予測情報の考慮方法や簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した場合の設例がないため、採用した場合にどのように予想信用損失を算定するのか、具体的な算定方法を設例により提示いただきたい。

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメント

本会計基準は、金融商品の信用リスクに関する会計処理のあり方を大きく転換する重要な制度改正である一方で、内容は専門的かつ難解であり、システム対応を含めた実務への影響も少なくない。そのため、多くの金融機関が遺漏なく対応できるよう、本会計基準等の適用までの間に、周知徹底の観点から、多方面にわたる個別具体的な解説を行うなど、丁寧な情報提供を強く期待する。

○ 補足文書（案）の概要及び質問項目

質問9（補足文書（案）に関する質問）

補足文書（案）に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメント

- (1) 実効金利によらず約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについては、金融商品会計実務指針第105 - 2項及び同293 - 3項の規定があるが、当該規定のみでは判断に幅が生じ、企業間比較可能性が担保されない可能性があるため、金融商品会計実務指針や補足文書などで具体的な判断基準を提示いただきたい。
- (2) 予想信用損失適用指針第71項から第74項において開示目的に関して記載があり、開示項目は開示目的に照らして各社で判断すると理解している。開示項目・内容は、各金融機関が目的に基づき、会計監査人との協議のうえ、柔軟な対応が可能であることを予想信用損失適用指針や補足文書に示していただきたい。

以上